

## 日吉中学校「おやじの会」規約

(名称)

### 第1条

この会は、日吉中学校「おやじの会」と称します。

(定義)

### 第2条

この会は、日吉中学校PTAの父親会員の集まりで、非営利・非宗教・非政党を旨とします。

(目的)

### 第3条

この会は、日吉中学校PTAの後援団体として、日吉中学校PTA活動の援助・協力・啓発を行う団体です。

(1) 日吉中学校PTA活動に協力又は参加します。

(2) 父親の親睦と啓発を図り、相互の成長を目指す生涯学習を推進します。

(構成)

### 第4条

この会は、目的の達成に必要と考えられる次の人により構成されます。委員の任期は1年として、再選は妨げないものとします。

(1) 委員

ア 代表(1名)

イ 副代表(若干名)

ウ 幹事(8名)

4地区(鹿島田・山崎・谷戸・原矢上)より各2名とします。

エ 会計(1名)

オ 会計監査(1名)

カ 特別委員(若干名)

会員の承認を得て、相談役をおくことができることとします。

(2) 会員

ア 日吉中学校PTA会員

イ 日吉中学校PTAのOB会員

ウ 本会の趣旨に賛同し、幹事会にて承認を受けた方

(活動)

### 第5条

この会は、次の活動を行うものとします。

(1) 父親相互の親睦を図る。

(2) 日吉中学校PTAの活動に協力する。

体育祭・文化祭・バザー・他

(3) 父親相互の成長を目指す生涯学習の研修を行う。

(代表及び副代表)

### 第6条

(1) この会に委員の互選による代表(1名)及び副代表(若干名)を置きます。ただし、市職員及び教職員は除きます。

(2) 代表及び副代表の任期は1年とします。但し、再任は妨げません。

(3) 副代表は代表を補佐し、代表が事故あるときは、または代表が欠けたときは、その職務を行います。

( 会議の招集 )

第 7 条

- ( 1 ) この会は総会及び定例会とします。
- ( 2 ) 総会は年 1 回とします。5 月 ( 年間活動計画と年間活動反省 ) に開催します。
- ( 3 ) 定例会は 7 月・9 月・11 月・1 月・3 月に開催することを原則とします。
- ( 4 ) 必要に応じて幹事会を開催します。幹事会の構成員は代表・副代表・幹事・会計・相談役とします。
- ( 5 ) この会は代表が招集します。

( 議事及び議決 )

第 8 条

- ( 1 ) 会の議事は出席者の過半数でこれを決することを原則としますが、可否同数のときは、代表の決するところとします。その場合も、代表は両者の意見を十分聞いて決するものとします。
- ( 2 ) 多数決になじまないもの、小数意見を大切にしなければならないものについては、十分な議論を尽くして、会員の納得を得ることとします。

( 事務局及び事務局長 )

第 9 条

- ( 1 ) この会の事務局は日吉中学校に置くこととします。
- ( 2 ) 事務局は 1 名とします。なお日吉中学校 P T A 担当 ( 職員 ) とします。

( 経費 )

第 1 0 条

この会の運営に関する経費は、会のあるとき毎に 1 0 0 0 円を集めることとします。また、年会費として、年度当初に一人 1 0 0 0 円を集めることとします。

( 改正 )

第 1 1 条

この規約は、総会に於いて出席会員の合意がなければ改正できません。

付 則

この規約は平成 8 年 1 1 月 2 日より施行します。

平成 9 年 5 月 1 7 日	一部字句訂正
平成 1 0 年 5 月 1 6 日	一部字句訂正
平成 1 5 年 5 月 1 0 日	一部字句訂正
平成 1 6 年 5 月 2 9 日	一部改正
平成 1 7 年 5 月 1 4 日	一部改正
平成 2 0 年 5 月 1 0 日	一部改正